

守谷市立高野小学校 いじめ防止基本方針(概要)



いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本方針

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校(未然防止)

☆いじめ防止を学校全体で取り組む

- ・いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成

☆学級経営の充実

- ・相手を思いやる支持的な学級づくり

☆授業における生徒指導

- ・授業場面での活躍
- ・学習の達成感や成就感

☆道徳教育や体験活動等の重視

- ・豊かな情操や道徳心の涵養
- ・人間関係形成能力の育成

☆ぼっかぼかタイムの設定

- ・友だちのよいところを認める

☆人権尊重・言語環境の整備

- ・人権作文・人権標語・人権集会
- ・児童の発する言葉への指導

☆インターネットによるいじめへの対策

- ・携帯、スマホ、インターネットの危険未然防止教室(4~6年生)の実施

高野小学校の目指す児童像

- ◎こ 向上心をもって取り組む子
- ◎う 美しい心で感動できる子
- ◎や やりぬく体力と気力のある子

それって…いじめ? (早期発見)

☆教師と児童の普段のかかわり

- ・休み時間や昼休み、休憩時間への配慮

☆いじめ防止・解消委員会

- ・定例会(月1回)

☆友人関係に関するアンケート

- ・月1回実施

☆教育相談の充実

- ・担任による相談(随時)
- ・保健室での相談(養護教諭)
- ・心の教室相談員との相談

もしも…いじめが… (早期対応)

対応として次のことをします!

- ☆チームで取り組みます。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。

相談体制

◆高野小学校

(担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭 等)

TEL 0297(48)0004

◆守谷市教育委員会指導室

TEL 0297(45)2184

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 029(823)6770